



地域支援センター「みみらんど・郡山」

平成27年度 地域支援センター「みみらんど・郡山」第2回セミナー



<聴覚障がい教育における合理的配慮のあり方について>

去る11月26日(木)に、国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員の藤本裕人先生をお招きして第2回セミナーが行われました。ご自身が体験された阪神淡路大震災のことに触れながら、「聴覚障がい教育における合理的配慮のあり方について」をテーマに、現在のインクルーシブ教育システム構築についてご講演いただきました。



講義の主な内容

- ① 障害者の権利に関する条約の批准の状況
- ② インクルーシブ教育システム構築に関する動向
- ③ 合理的配慮と基礎的環境整備の関係
- ④ 聴覚障害のある子供の教育における合理的配慮の観点
- ⑤ 神戸聾学校に勤務していたときの、阪神淡路大震災のこと

2つの関係性

「合理的配慮」の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼ぶ。

学校に必要な合理的配慮とは

「障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要なもの**」
※「合理的配慮の否定は障害を理由とする差別に含まれる」(障害者の権利に関する条約)

基礎的環境整備の8観点

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定などによる指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

個別に必要な合理的配慮

- ① 教育内容(困難を改善・克服)
教育方法(コミュニケーション)
- ② 支援体制(専門性・災害時)
- ③ 施設・設備(バリアフリー)
設置者・学校が実施
学校における合理的配慮

<お知らせ>

国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)を検索して「実践事例報告」の全文がダウンロードできます。

阪神淡路大震災のこと

震災前と震災後の自立活動
自分の持てる力で、話す、書く、読み取ること、通じるということはどういうことか。**えんぴつと紙は大事!**

いきぬくために...

☆ 他県からも注目されている「こえみる」の活用について、全国に先駆けての本校の取り組みを高く評価していただきました!